



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第21号 2017年8月17日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

7年半のたたかいに決着 中労委で和解 静岡・石川タク労組 会社解散・解雇の争議

会社解散、従業員全員が解雇されて以来、7年半にわたってたたかってきた静岡地連石川タクシー富士宮労組の争議で8月10日、中央労働委員会で和解が成立しました。

2010年2月8日、従業員が出勤したところ、車庫にはタクシーが一台もなく、会社はバリケードで封鎖されており、同日の会社説明会で、会社の解散と全員解雇が通告されました。事前に何の予告もなく、補償も、再就職のあっせんもなく、しかも同じ富士急グループで、もともと同一の会社だった石川タクシー富士（隣市）は営業を続けていました。

組合員は、組合つぶしの不当解雇だとしてたたかいましたが、地裁・高裁・最高裁では、会社解散による解雇はやむを得ないとの厳しい判断がなされました。静岡県労働委員会で昨年10月、「労働者の救済、雇用確保など争議の全面解決がされていない。団体交渉を行え」との命令が出され、会社側が再審査を申し立てていましたが、中労委のあっせんで和解が成立しました。

和解が成立したことは、会社の解散という形の下での解雇であっても、労働者の生活と権利をないがしろにすることが容認されるものではないことを示しています。



中労委で和解の調印をした5人の組合員と弁護団＝17年8月10日



争議中は、仲間の支援で富士急本社へくりかえし抗議と要請を行った＝富士急山梨本社前、16年4月5日

7年半にわたって会社敷地内の組合事務所を維持し、地元をはじめ、富士急山梨本社、東京本社で、自交総連や静岡県評の仲間の支援で宣伝をくりかえし、最後までたたかった5人の組合員は、和解の調印後、「全国の支援があつてたたかい続けてこられました。ありがとうございました」と口々に語っていました。

同労組、弁護団らは以下の声明を発表しました。



石川タクシー争議和解成立に当たっての声明

2017年8月10日

全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会
同 石川タクシー富士宮支部
石川タクシー富士宮弁護団
石川タクシー富士宮解雇事件支援共闘会議

今般、石川タクシー富士宮の会社解散解雇をめぐる争議について、争議団と会社側石川タクシー富士宮株式会社及び静岡バス株式会社との間で、中央労働委員会において和解が成立しました。

この事件は、「富士急石川タクシー」という一つの会社が、2003年4月1日に会社分割をして、持株会社1社と事業会社2社とに分かれていたところ、2010年2月8日に突如、一方の事業会社を解散して、従業員全員を解雇したという事案であり、労働者は、2月8日当日の朝出勤したところ、車庫にはタクシー・営業車が1台もなく、会社の敷地全体がバリケードで封鎖されていて、従業員を排除しようとガードマンが中に見張っており、出入り口付近の柵には『本日10時より説明会を行う』という一片の貼紙だけがある、という状態でした。

解雇後、富士宮支部の組合員はアルバイトなどで生活を支えながら、裁判闘争と労働委員会での闘争を粘り強く闘い、2016年10月6日、静岡県労委での団交応諾を命ずる一部勝利命令を足がかりとして、今回の中労委での和解に至ったものです。

今般、和解が成立したことは、会社の解散という形の下での解雇であっても、会社が労働者の生活と権利をないがしろにすることが全て容認され免罪されるというものではないことを示したものであることができます。

この争議が終結をむかえたことで、今後、私たちは、新たな活動に入ります。

本争議を一貫して支えてくれた地域の支援共闘会議、自交総連本部・支部の各組合員の皆様、また、裁判闘争を理論面で力強く支えてくれた本久洋一先生、浦野広明先生ほかの学者・実務家の皆様をはじめこの争議を支援して下さいたすべての皆様に深く感謝いたします。

私たちは、今後とも、労働者の生活と権利を守るための努力を継続することを誓うものです。

以上